

#### (4) 河川管理用光ファイバ収容空間の開放に関する要領（具体例）

### 河川管理用光ファイバ収容空間の開放に関する要領

近畿地方整備局 事務所

本要領は、河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者が整備を進めた河川管理用光ファイバ収容管路の収容空間の一部について、次のとおり、電気通信事業者等（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第3条に基づく届出者をいう。）が河川法第24条及び第26条の規定に基づき、同収容空間における光ファイバケーブル及び当該光ファイバケーブルに付随する施設を設置出来ることとしたので、その範囲及び手続き等について定めたものである。

#### 第1 公募を希望することのできる者の資格

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第3条に基づく届出者であってかつ、本公募に係る決定通知を受けた日（管路整備中の場合は管路整備完了）から3年以内に工事を着手し、遅滞なく事業の用に供する事ができる者であること。

#### 第2 公募対象施設

公募対象施設（電気通信事業者等が設置する施設）は、光ファイバケーブル及び当該光ファイバケーブルに付随する施設とする。

公募対象区域等は別表のとおりとする。

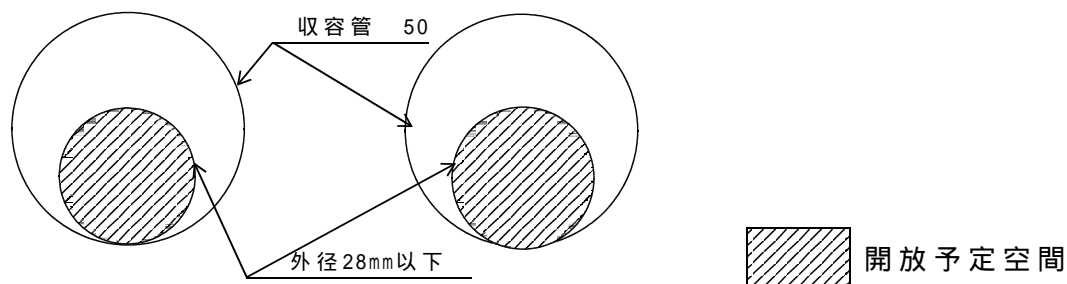
なお橋梁の添架等の箇所においては、河川管理者以外の管理者に対して別途申請が必要な場合がある。

#### 第3 公募対象管路の構造区分

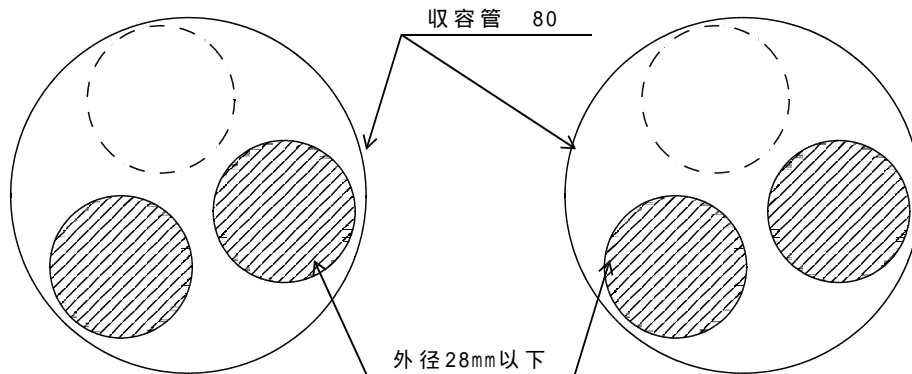
公募対象管路（河川管理用収容管路）は、下図の例に示す管路の内部を中鞘管により区分して、一部開放するものとする。

今回開放する中鞘管は、 条とする。

公募対象管路例－1



## 公募対象管路例－ 2



### 第 4 占有許可期間

占有期間は、10年とする。

ただし、10年経過後の占有の更新期間については、河川管理者の使用計画を踏まえ適切に設定する。

### 第 5 公募要件

- (1) 開放空間の占有にあっては、原則として占有者により中鞘管を設置するものとし、中鞘管内の光ファイバケーブルについては、1条1単位を占有することとする。
- (2) 占有者は、光ファイバ敷設時及び維持管理等の際に河川管理施設を損傷した場合には、速やかに河川管理者に報告し、その指示に従い自らの費用で原状に回復すること。
- (3) 天災、不可抗力により占有施設に被害が発生した場合、占有施設に係わる部分は占有者が自ら措置すること。  
なお、復旧の方法等については河川管理者と協議するものとする。
- (4) 河川に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合やその他河川管理上の事由により占有物件の移転、除去等の必要が生じた場合、占有者は自らの負担により占有施設の移転、除去その他必要な措置をとらなければならない。
- (5) 光ファイバの敷設及び関連施設（ハンドホール、鞘管）の施工に関しては、事前にその具体的内容を所轄する 事務所関係出張所に提出するものとする。
- (6) この他、河川法の許可に際し、河川管理上必要な条件が付される。

### 第 6 占有希望の申し込み手続き

収容空間の占有を希望する電気通信事業者等は、その旨を文書にて、河川管理者に申し込むこと。その際に占有希望者に係る概要書（以下「占有希望者概要書」という。）及び当該収容空間の占有に係る計画書（以下「占有計画書」という。）を添えるものとする。

占有希望者概要書及び占有計画書には次に掲げる事項を別記様式－1～3により、日本語で記載しなければならない。

### 占用希望者概要書

- ( 1 ) 法人名
- ( 2 ) 代表者名 ( ふりがな )
- ( 3 ) 所在地
- ( 4 ) 連絡先
- ( 5 ) 担当者名 ( ふりがな )
- ( 6 ) 所属部署
- ( 7 ) 連絡先
- ( 8 ) 免許証番号 ( 写しを添付 )
- ( 9 ) 法人の事業内容 ( 概要 )
- ( 10 ) 光ファイバの全体事業計画

### 占用計画書

- ( 1 ) 占用を希望する区間
- ( 2 ) 占用に係わる事業の計画の概要
- ( 3 ) 占用に係わる光ファイバの概要
- ( 4 ) 占用開始を希望する時期
- ( 5 ) 占用後の管理運用計画の概要
- ( 6 ) 占用希望区間等関係図面

### 第 7 占用希望申込書の提出先及び提出期限

占用希望申込書の提出先は以下のとおり。

- ・ 市 町 - -  
近畿地方整備局 事務所 課  
電話： 内線 番

提出期限は以下のとおり。

平成 年 月 日 ( ) 17 時

### 第 8 提出方法

書面による提出とする。( 郵送・FAX 不可 )

### 第 9 要領に対する質問

- ( 1 ) 質問書の提出期間は原則として、公募を開始した日の翌日から 14 日間とする。
- ( 2 ) 質問書の提出場所は、近畿地方整備局 事務所 課とする。
- ( 3 ) 質問書の提出は、提出場所への持参、郵送、又は FAX で行うものとし、FAX による場合は、FAX 後確認の電話を行うこと。
- ( 4 ) 質問に対する回答書は、閲覧に供するものとする。
- ( 5 ) 質問書に対する回答書の閲覧場所は、事務所 課とし、閲覧は原則として、質問受理の翌日から 7 日以内に開始し、占用希望者概要書及び占用計画書の提出期限の前日に終了するものとする。

### 第 10 提出された占用希望者概要書・占用計画書に対する聞き取り

占用希望者より提出された占用希望者概要書及び占用計画書について、不明な点が生じた場合は、必要に応じ聞き取りを実施することがある。

### 第 11 占用予定者の決定及び通知

- ( 1 ) 河川管理者は、第 6 の規定による申し込みをした者のうちから占用を行うことを予定する者 ( 以下「占用予定者」という。 ) を決定して通知する。
- ( 2 ) 占用予定者決定に際しては、提出書類を審査して選定する。

- ( 3 ) 前項によるもののほか、収容空間の容量を超えた場合は、広域性を考慮し占用予定者を決定する。
- ( 4 ) 決定した通知を受けたあとであっても、申し込み手続きの内容に虚偽や不正があった場合は決定を取り消すものとする。

## 第12 占用状況等の公表

占用予定者決定後、占用状況等は、以下の場所で随時閲覧可能とすることとする。

- ・ 大阪府中央区大手前 1 - 5 - 4 4  
近畿地方整備局 河川部水政課  
電話：06(6942)1141 内線 3566番
  
- ・ 市 町 - -  
近畿地方整備局 事務所 課  
電話： 内線 番

## 第13 占用等の許可申請手続き

- ( 1 ) 占用予定者としての通知を受けた者は、河川法第 2 4 条及び同法第 2 6 条の規定に基づく申請手続きを速やかに行うこと。
- ( 2 ) 許可申請書提出先については当該許可申請に係る収容空間を管理する事務所関係出張所とする。

## 第14 その他

- ( 1 ) 占用希望者概要書及び占用計画書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ( 2 ) 提出された占用希望者概要書及び占用計画書は、占用予定者の決定及び河川管理者による収容空間の開放計画の作成以外の目的に使用しない。
- ( 3 ) 提出された占用希望者概要書及び占用計画書は、返却しない。
- ( 4 ) 提出期限以降における占用希望者概要書及び占用計画書の差し替え及び提出は、原則として認めない。
- ( 5 ) 設置された光ファイバケーブルについて、本来事業の目的以外に使用することは出来ない。

以上

## 占用希望申込書

近畿地方整備局長 宛

河川管理用光ファイバ収容空間の開放に関する公募について

標記について、別紙のとおり占用を希望するので申し込みます。

申込者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

占用希望者概要書

法人名	
ふりがな 代表者名	
所在地 連絡先(T E L)	
ふりがな 担当者名 所属部署 連絡先(T E L)	
免許証番号	
法人の事業内容 (概要)	
光ファイバの 全体事業計画	業務区域、ルート、利用内容等を記述する。

本様式のスペースに記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

## 占 用 計 画 書

占用を希望する区間	河川の名称	川
	起点	( 起点は当該占用区間の河川の下流側の市町村名を記述する。 )
	終点	( 終点は当該占用区間の河川の上流側の市町村名を記述する。 )
	延長	m
占用に係わる事業の計画の概要	1 ) 業務区域及び電気通信役務の種類等 2 ) 電気通信設備の概要 3 ) 事業開始予定年月日 4 ) 全体事業費 5 ) 資金の調達方法等を記述する。	
占用に係る光ファイバの概要	1 ) 建設計画の概要 2 ) 芯数、構造、工程、概算工事費等を記述する。	
占用開始を希望する時期		
占用後の管理運用計画の概要	占用期間中における役務運用や施設の管理方法について記述する。	
占用希望区間等関係図	占用希望位置平面図(市販の縮尺：1 / 5万程度の図面を基本とする。)に設置時期及び位置を図示すること。	

本様式のスペースに記載しきれない場合は、適宜用紙を追加すること。

光ファイバ収容空間の開放に関する公募についての  
占用予定者決定通知書

平成 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

国土交通省  
近畿地方整備局長

専決印

平成 年 月 日付けで申し込みのあった光ファイバの収容空間の占有希望については占有予定者として決定したので通知します。つきましては、下記のとおり河川法第24条及び第26条の規定に基づく占有申請の手続きを速やかに実施して下さい。

記

1. 占有区間 : 河川名 川 町 ~ 市
2. 占有施設 :
3. 占有申請先 :



様式 - 5

光ファイバ収容空間の開放に関する公募についての通知書

平成 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

国土交通省  
近畿地方整備局長

専決印

平成 年 月 日付けで申し込みのあった光ファイバ収容空間の  
占用希望については、審査の結果、占用できないことを通知します。

(5) 河川管理用光ファイバの占用許可の手続きについて(案)

近畿地方整備局河川部

